

議会運営委員会報告書

令和3年9月10日

備前市議会議長 守井 秀龍 様

委員長 土器 豊

令和3年9月10日に委員会を開催し、次の案件を協議したので議事録を添えて報告する。

記

1 動議の取扱いについて

- ① 発言に対する疑義について

議会運営委員会記録

招集日時	令和3年9月10日（金）		第4回定例会（第11日目）休憩中	
開議・閉議	午前9時38分	開会 ～	午前10時12分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第4回定例会）の開催		
出席委員	委員長	土器 豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷 繁
傍聴者	議員	橋本逸夫	立川 茂	
	報道	あり		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午前9時38分 開会

○土器委員長 ただいまの御出席は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開催いたします。

直ちに議事に入ります。

西上議員の動議に対して審議していただけたらと思います。

○尾川委員 その議事録というか、きちっとしたのは出んのかな。そこまでせんでええんか。

○土器委員長 事務局、それできる。

○入江議会事務局長 録音を起こすまでにしばらくお時間をいただきたいと思いますが。

○土器委員長 起こすための時間が要りますんで休憩したいと思いますが、よろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、休憩いたします。

午前9時40分 休憩

午前9時56分 再開

○土器委員長 委員会を再開いたします。

皆さん、今発言した文書が出てますんで、皆さん読んでいただけたらと思います。

○青山委員 すいません。私も議員になって4年目ということで初めての動議なんですが、動議というのはどういうことで、どういうタイミングで出されるのかというのを教えていただけたらと思うんですが。

○入江議会事務局長 動議とは、委員会でも本会議でも結構ですが、出すことができます。会議規則上では、会議規則第14条だっと思いますが、賛成者が1人あれば動議は成立します。動議については様々ありまして、休憩の動議も一つの動議、発言の確認をしたいというのも動議、発言の取消しをしてはというのも動議、修正案を提出したいというのも動議、様々な形式がありますが、今回、出ましたものは発言について疑義があるという動議でしたので、議長は賛成者を募ったと思います。賛成者が1人以上挙手をされましたので、動議を成立させました。動議が成立したら、その動議について詳しく動議提出者にここで御説明をしていただきました。発言について幾つかの部分に疑義があるということでしたので、先ほど尾川委員の発言のとおり、今回の録音からこの議事録になるもの、今の段階では、というところでございます。動議というのはそういうものでございます。

○青山委員 ありがとうございます。細かい説明でよく分かりました。

ただ、今回タイミングがあまりにも早いというんか、そのことについてすぐに察せられたというところが西上議員のすばらしいところかもしれませんし、ちょっとそここのところを感じました。

○石原委員 もう端的に申し上げますけれども、お手数をかけて、録音も起こしていただいていたの発言録をいただきまして、これを改めて読んだ上でですけれども、僕はもう市民の代表としてあ

の場に立って、そして議員の責任でもってあの場での発言をされるわけですが、当然それぞれの感覚であったり、それぞれの市民の声を背負ってであったり、そういうことで質問も発言もされるわけで、明らかに相手に対して名誉を傷つけたりということ、また品位を極端に欠くような発言、そういったものは問題視を大いにされるべきでしょうけれども、今回のこの発言、この程度でしたら私は許容範囲じゃないのかなというふうに感じております。これがもし取消しであったりそういう扱いをされるのであれば、今後議員からの一般質問または質疑、また委員会での発言等々、かなり制限されてしまって、議員としての感覚、そういったものでの発言がかなり制限されるおそれを大いに感じますので、今回の件については許容範囲じゃないかなというふうに考えます。

○土器委員長 ほかの方で。

○尾川委員 私は、あまり議員の発言に制約をかけるというのは、それは本会議も委員会でもしかりだし、そうかといって何でも言うてええというんじゃないし、議員もおのずからその発言の責任というものを持って発言しようと思うんじゃないけど、いろいろ感情的になったり、その場の雰囲気とかいろいろあったりして、あんまり制限すべきじゃねえかなと。この文言だけで確かにどこが問題なんかというのは、私も見たら区別がつかずかなと思うんですけど、また全体的に見てもどうかなというんで、あんまり何でもかんでも言やあええというもんでもねえけど、ある程度制限はあっても、その制約をあまりかけるということは議員活動が阻害されるんじゃないかなと思うて。そういう感想を持っております。

○中西委員 私も、なぜ動議が出たのか分からないんです。疑義があるということですけども、どうしろというのかよく分からない。よく分からないというのが大前提なんですけど、私たち議員はやっぱいろいろな市民の皆さんの声を受けて議会で発言するわけですけども、尾川委員がおっしゃられるように何でも言うていいもんじゃないと。やはり相手の人格とかあるいは名誉を傷つけてはいけなと。このことは最低限守らなければいけないですけども、それ以外について言えば、あまり議員が制約を受けて自由な発言ができなくなってしまうというのは問題があるんじゃないかと。もしこの程度で発言の取消し、ここは疑義ですけども、取消しを求められたら、我々は恐らく何もしゃべれなくなってしまう可能性が大きいんじゃないかと思うんです。それはよく議事の進行も含めて御理解をいただきたいと思います。

○森本副委員長 確かに皆さんがおっしゃるように議員が発言するのは自由ですし、それを制約するのもいかがかと思えます。ただし、相手を挑発するようなことを連続して言われましたら、やはり議会としてこれまでの経緯でも、申し訳ないですけど、落ち着いた質疑ができてたかなっていったらそうでもない場合もあったので、やはり言葉はしっかりと考えていただいて発言していただくということも必要ではないのかなというふうには思います。取消しまではいかななくても、今後注意していただくようにということを議長のほうからお願いするのも一つかと思えますけど、いかがでしょうか。

○中西委員 もし副委員長の言われるようなことを取り上げていきますと、過去の議員の発言を一々ひっくり返してみると、それは発言の取消しを求められてもいいような発言も多々あるわけです。そんなことを一々やっていたら、議会の審議はできないと。この文章を読んでみて、田中角栄の文章を引き合いに出しながらずっと来て、その場の雰囲気ですら次第に約束されたのではないかと推察いたしますと、こういう表現になっているわけです。それがその場の次第におめえやったんじゃねえんかというような言葉であればこれは問題になるかも分かりませんが、推察いたしますというような表現の仕方になっているので、この程度でも議長から注意を受けるようなことがあれば、それはもう今まですごい何十回となく受けてる人もいないかと。それは言いませんけども、私たちもそれはもうそう思って今まで対応してきているわけなんで、そこは副委員長も今まで聞いておられて、私の言うことは分かるんじゃないかと思うんですけど。

○森本副委員長 おっしゃるとおりでございます。別にそれに対して反論はいたしませんけれども、私は議会は神聖な場と思っていますので、相手を挑発するような言葉はできる限り控えていただきたいということなので、別に議長から注意をしていただかなくても御本人が一番よく分かっていることだと、議員がそれぞれ自覚すればいいことだと思っていますので、中西委員が言われたように過去にもたくさんそれはありましたし、その場にもいましたので。でも、その点は議員が一人一人しっかりと自覚を持って取り組んでいただきたいというふうに思っていますので、別にこのままでも私は結構です。

○青山委員 委員の方のお話をいろいろお聞きして、私もこれで注意を受けたり、あるいは発言の修正なり撤回をとというようなことで、本当これが一つの私の基準になると思うんですけど、今後の発言についてどう発言していいのかわからない、ちょっと困ったなという感じです。

○土器委員長 一応結論が出たようです。皆さんのほう、このぐらいであれば発言は問題なしという結論が出たかと思えます。

○土器委員長 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○土器委員長 委員会を再開します。

再開前に皆さんいろいろ発言をされています。その中で、おおむねこれぐらいの発言は問題ないと。ただ、今後発言にはお互いに注意していただきたいという形の結論が出たと思えます。そういうことで議長のほうから再開時に報告をしていただけたらと思えます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議会運営委員会はこれで終わります。

午前10時12分 閉会